

測定器等の^{こう}較正に関する規則の一部を改正する省令の概要

1 改正の内容

(1) 会社法等の施行に伴う規定の整備

会社法（平成17年法律第86号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の施行に伴う有限会社の廃止等に対応し、指定較正機関の構成員に係る規定の用語を整備します。

（第8条の2関係）

(2) その他所要の規定の整備

2 施行期日

会社法（平成17年法律第86号）の施行の日（平成18年5月1日）